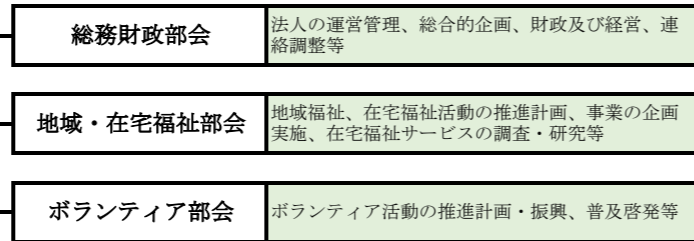
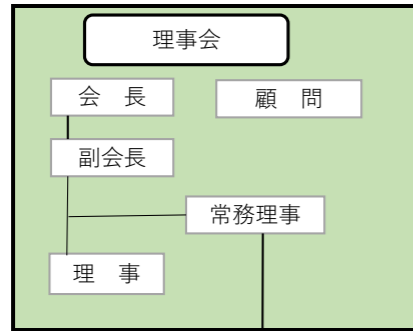
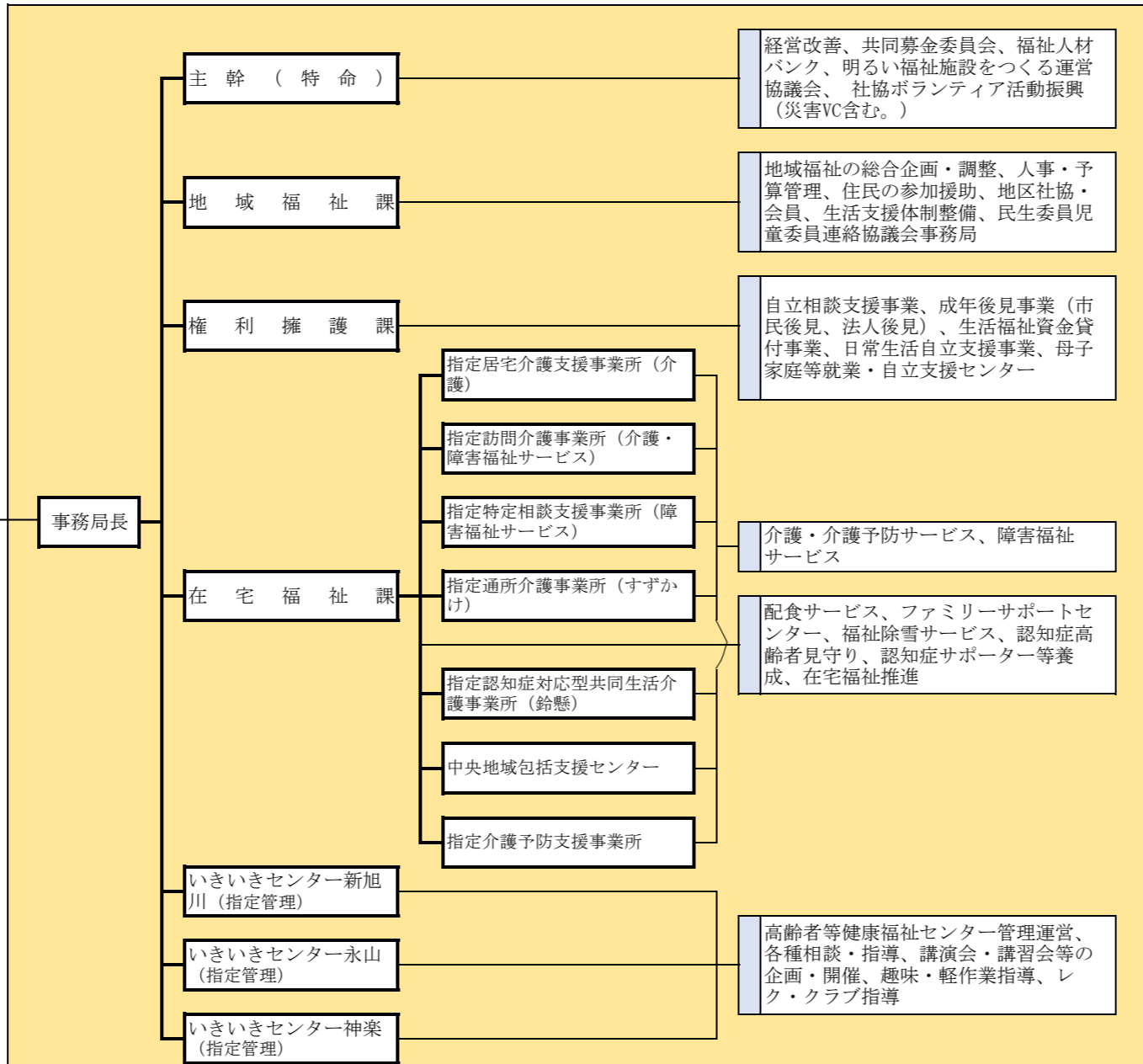


社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会機構図 (R2_6_30)



委員会



評議員会

12人以上15人以内

矢作 三平	(地区社協)
井田 友三	(地区社協)
伊林 幸夫	(地区社協)
富樫 護	(地区社協)
服部 善光	(市民委員会)
雨尾 直子	(民生委員)
杉野 勝美	(福祉関係)
三谷 満	(福祉関係)
塩尻 曜子	(奉仕者)
井田 俊美	(奉仕者)
廣岡 輝恵	(経済団体)
岩崎 清	(学識経験)

会員

住民組織会員
地区社会福祉協議会 (住民会員)

組織・団体会員

- ・民生委員・児童委員又はその組織
- ・社会福祉施設 (更生保護施設含む。)
- ・社会福祉関係団体等
- ・社会福祉関係団体、関連機関・団体
- ・関係行政公務員、学識経験者
- ・地域福祉推進団体

法人の概要

- 1 設立 昭和26年7月25日
- 2 認可 昭和28年4月9日
- 3 所在 旭川市5条通 4丁目
893番地の1
旭川市ときわ市民ホール1階

理事会 (8人以上11人以内)

会長	大沼 克己	(経済団体)
副会長	市川 勝己	(地区社協)
副会長	高瀬 善朗	(学識経験)
副会長	柏葉 健一	(経済団体)
常務理事	岡田 政勝	(公務員等)
理事	桑島 保夫	(民生委員)
理事	佐々木 和雄	(市民委員会)
理事	松山 直	(福祉関係)
理事	谷 澄江	(奉仕者)
理事	山下 由紀夫	(学識経験)
理事	金澤 匡貢	(公務員等)

顧問 (定款第26条) 若干名

旭川市長	西川 将人
旭川市議会議長	安田 佳正
旭川商工会議所会頭	新谷 龍一郎
旭川市民生委員児童委員連絡協議会会長 (道民児連会長理事)	佐川 徹

監事 (定款第17条) 3人

深田 陽子	(会計経験)
金庭 謙一	(民生委員)
杉本 啓二	(保護司)

事務局 (令和2年6月30日現在)

事務局長	1人
主事 (市派遣1人含)	18人
常勤嘱託・嘱託	76人
非常勤	68人
計	163人

部会 (各部会10人以内)

部会長 (副会長)	1人
副部会長 (部会長指名)	2人
部会員 (理事、評議員)	

委員会

部会によりがたい事項について調査、研究、企画立案等を担う。

定款掲載事業 (概要)

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、調整、宣伝、助成等
- (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉人材バンクの業務の実施
- (8) 福祉サービス利用援助事業
- (9) ボランティア活動の振興
- (10) 老人居宅介護等事業の経営
- (11) 老人デイサービス事業の経営
- (12) 老人介護支援センターの経営
- (13) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (14) 障害福祉サービス事業の経営
- (15) 特定相談支援事業の経営
- (16) 移動支援事業の経営
- (17) 生活福祉資金貸付事業
- (18) 自立相談支援事業
- (19) 成年後見事業
- (20) 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- (21) 配食サービス事業
- (22) ファミリーサポートセンター事業
- (23) 福祉除雪サービス事業
- (24) 認知症高齢者見守り事業
- (25) 認知症サポーター等養成事業
- (26) 高齢者等健康福祉センターの経営
- (27) 生活支援体制整備事業
- (28) 居宅介護支援の事業
- (29) 短期利用生活介護の事業
- (30) 地域包括支援センターの事業
- (31) 介護予防支援の事業
- (32) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営
- (33) その他法人の目的達成のために必要な事業

【定款第4条】 (経営の原則) ①この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。②この法人は、住民や福祉関係者とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。